

あざみ野三丁目自治会規約

第 1 条 (名称)

本会はあざみ野三丁目自治会と称す。

第 2 条 (目的)

本会は会員相互の理解と協力により、誰もが住みたくなる美しい町、安心・安全で心豊かな地域社会をつくることを目的とする。

第 3 条 (会員)

本会の会員は、あざみ野三丁目地区内の住民とする。

第 4 条 (事務所)

本会の事務所はあざみ野三丁目 20 番 17 号 (あざみ野三丁目自治会館) におく。

第 5 条 (組織)

- (1) 本会を5つのブロックに分け、それを1組から5組とする。組の中にまとまりのある小区域ごとに班を設ける。
- (2) 各組に組長をおき、各班に班長をおく。班長は第6条及び別に定める細則により役・職務及び組長を担務する。
- (3) 班長の任期は1年とし、原則として次期班長は班ごとに家ならびの順とする。ただし、高齢や身体障害等のために、その任にたえない場合には、当該班内の協議により、その役を免除できる。

第 6 条 (役員)

- (1) 本会に役員をおく。役員は会長1名、副会長2名、会長補佐若干名、会計3名、書記3名、監査2名とする。任期は原則として会長、副会長は2年、他の役員は班長任期と同じとし、再任することができる。
- (2) 役員は班長の中より総務委員会が推薦し総会で選出する。ただし、会長及び副会長には班長を含めた本会会員より適任者をもって充てることができる。
- (3) 総務委員会は監査を除く役員及び細則で定める班長職務グループの長をもって構成する。
- (4) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (5) 副会長は会長を補佐し、会長に事故、その他の事由により会長が職務を遂行できない場合は代行する。
- (6) 会長補佐は会長及び副会長の職務を補佐し、その一部を代行する。
- (7) 会計は本会の会計事務、及び会員在籍管理を行う。また自治会館会計も総覧する。
- (8) 書記は本会の事務と記録を行い、総会及び班長会の議事録を作成し、必要文書の保管に当たる。
- (9) 監査は前年度の会計がこれに当たり、本会の業務及び会計を監査し、総会に報告する。
- (10) 役員に欠員を生じた場合は、(1)項に準じ補充する。任期は前任者の残存期間とする。

第 7 条 (会議)

- (1) 定期総会は毎年1回、会計年度終了後、原則として1ヶ月以内に会長が招集する。総会は、事業計画及び事業報告に関する事項、予算及び決算に関する事項、並びに本規約に定められた事項を審議し、議決する。なお次の(イ)(ロ)の場合には、これ以外に臨時に招集することがある。
 - (イ) 会長又は総務委員会が招集を決めた場合。
 - (ロ) 会員総数の3分の1以上が、会長に付議事項を示して要求したとき。
- (2) 総務委員会及び班長会は通常月1回、会長が招集する。必要がある場合は臨時に会長が招集することもできる。正副会長会、役員会、その他の会議は、会長が随時招集する。
- (3) 会議はそれぞれの員数の過半数の出席をもって成立する。また、議事は出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決める。なお、議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。委任状は出席とみなす。
- (4) 議長は会長が務める。会長不在の場合は第6条に従い、本規約に定めがない場合には、会議出席者の中からの互選を原則とする。
- (5) 本条で定められた会議は、実開催を省略して書面や電子メール、電子媒体によるオンライン遠隔会議等により、あるいはそれらの組み合わせにより開催することができる。こうして開催された会議にて本条の定めに従って議

決された決議は、実開催された会議による決議と効力は同じであるものとする。

第 8 条（経費）

- (1) 経費は会費、その他の収入でまかなう。
- (2) 会費は1会員あたり月額200円とする。
- (3) 会費は1会計年度分をまとめて会計に納金する。会員が年度途中で退会する場合、本人の請求により月割りで返金することができる。ただし、10月以降に退会する場合は返金しない。
- (4) 会費は自治会運営のための文書代、会議費、自治会行事費、募金、防犯灯の維持管理費、同施設費、会館修繕費及び運営費、広報費、慶弔費、災害対策費、備品費、その他総務委員会が必要と認めた事項等に使用する。
- (5) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月末までとする。

第 9 条（災害対策本部）

災害時には本会に災害対策本部をおく。委員長は会長が兼務し、委員は総務委員、防災職務グループ、民生委員・児童委員及び会長が本会会員中より指名する防災委員若干名で構成する。会長が委員長の職務を遂行できない場合には、副会長が代行する。

第 10 条（プロジェクトチーム）

- (1) 本会に新たな企画が提案され、総務委員会にて承認されたときは、プロジェクトチームをおくことができる。チーム員は会長及び同チームに関係する役員並びに会長が指名するプロジェクト委員若干名で構成する。
- (2) プロジェクトチームは担当プロジェクトの企画・実行に当たり、その実行に際しては各班長の協力を得ることができる。

第 11 条（規約の改廃）

本規約の改廃は総務委員会、班長会の協議を経て総会の決議により行う。細則の改廃は総務委員会の決議により行う。

(2021年4月17日改正)

細則ー1（2021年2月27日改正）

規約第5条により本会の班長が分担する職務（第6条に定めた役員を除く）を示したもので、職務のグループ名、職務内容は以下の通り。 * カッコ内は班長職務のおおむねの定数であり、実情に応じて会長が決定する。

自治会館（5）	本会自治会館と備品の維持管理、運営に当たり、組長を兼務する。
防 災（5）	防災活動（訓練等）、災害対策、防災備蓄管理を担務する。
回覧配布（8）	広報等の回覧配布物の仕分けと管理を行う。
資源環境（5）	資源回収と「さわやか運動」等の環境保全を主導する。
防犯・あざ二（3）	防犯灯管理等の防犯活動とあざ二フェスを主導する。
世代交流（9）	世代交流会の企画・実行を主導し、グループ長は会長補佐を兼務。
地域行事（9）	あざみ野まつり等の地域行事の遂行・協力を自治会内で主導し、グループ長は会長補佐を兼務。
子ども会（5）	クリスマス会等の子ども会イベントの企画・実行を行う。
広報・記録（1）	本会の行事記録（主に写真）を担務する。

細則ー2（2021年2月27日改正）

- (1) 会長、副会長は75歳定年とする。ただし、後任不在等の自治会運営上やむを得ない事由がある場合、総会の決議によりこれを超える候補者を選任することができる。その場合でも、定年の上限は80歳とする。役員及び職務グループ長もこれに準じる。
- (2) 退任後の会長は総務委員会の推薦で名誉会員とし、会長からの求めがあれば自治会の経営に関するアドバイスを行う。
- (3) 会長は役員経験者等の中から特別な知見を持つ特別委員を委嘱し、自治会活動に関するアドバイスを求めることができる。特別委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (4) 会長は自治会行事を中心とした自治会活動へのボランティアとしてサポーターを募集し、サポーター登録者に特定の自治会活動への支援を依頼することができる。サポーターへの登録は自らの自発的な意思に基づいた任意のものであり、任期の定めはなくいつでも自らの意思に基づき登録抹消することができる。

自治会組織図

